

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行 (当日が休日のときは、その前日の日)

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年七月十二日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

鳥取県規則第二十八号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

- 規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
- 告 示 結核予防法による指定医療機関の辞退  
鳥取県中小企業動向調査実施要領  
解除予定の保安林  
昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号の一部改正
- 公安告示 道路交通法による懸架の実施
- 公 告 職業訓練指導員試験の合格者
- 雑 報 一時保護を加えた児童の所持していた金品について

別表

農業近代化資金の種類	法第二條第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる融資	法第二條第二項第二号から第五号までに掲げる融資	法第二條第二項第一号に掲げる融資	法第二條第二項第一号に掲げる融資
	法第二條第二項第一号に掲げる融資	法第二條第二項第一号に掲げる融資	法第二條第二項第一号に掲げる融資	法第二條第二項第一号に掲げる融資



指定押山の消滅  
(一木の四)は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて閲覧に供する。

鳥取県告示第三百五十六号

昭和三十一年四月鳥取県告示第九十九号(鳥取県指定金融機関の名称、位置、出納区域及び取扱事務について)の一部を次のように改正し、昭和四十一年七月十三日から施行する。

鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県知事 石 破 二 朗

株式会社山陰合同銀行米子支店 米子市東青町 米子市、西伯郡のうち日吉津村、伯仙町、会見町、岸本町 収納及び支払事務を「株式会社山陰合同銀行米子支店 米子市東青町 米子市、西伯郡のうち日吉津村、伯仙町、会見町、岸本町 収納及び支払事務」に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百四十二条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年七月十二日  
鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年七月二十七日 午後三時から  
鳥取県警察本部内(県庁七階)  
鳥取県公安委員会第2室

鳥取県公安委員会告示第二十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百四十二条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵  
昭和四十一年七月二十八日 午前十時から  
鳥取市東町 鳥取県警察本部内(県庁七階)  
鳥取県公安委員会第2室

一 聴聞の期日及び場所  
鳥取市東町 鳥取県警察本部内(県庁七階)  
鳥取県公安委員会第2室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市行徳一八四 任 花 彦
- 2 鳥取市元崎物師町一四二 阿 部 収 二 郎
- 3 鳥取市今町一丁目二五 山 野 内 収 二 郎
- 4 鳥取市向国安二一五 横 山 昌 治
- 5 鳥取市桂木二九二の四 田 中 政 治
- 6 鳥取市立川町五丁目九八〇の一七 安 木 政 治
- 7 鳥取市古方一区三三三の一 山 根 孝 弘
- 8 鳥取市中砂見一六一 小 山 根 孝 弘
- 9 鳥取市長柄二五五の一 懸 樋 義 弘
- 10 鳥取市江崎町一〇二 古 川 光 夫
- 11 鳥取市片原町二丁目三四の六 野 口 新 之 助
- 12 鳥取市太三九の一〇 谷 口 新 之 助
- 13 鳥取市豆腐町三九 安 藤 明 道
- 14 鳥取市古海二九二 谷 口 澄 男
- 15 鳥取市浜坂町五六〇 大 江 利 夫
- 16 鳥取市古海七六九の二 田 村 芳 雄
- 17 鳥取市川外大工町六九 栗 島 宗 道
- 18 八頭郡家町大字万代寺二 岡 島 宗 道
- 19 八頭郡船岡町大字塩上二四三 柳 谷 万 吉
- 20 八頭郡河原町大字北村七一〇 上 田 充 徳
- 21 八頭郡家町大字池田二六四 高 田 充 徳
- 22 八頭郡八束町大字中三二五 坂 本 良 雄
- 23 八頭郡智頭町大字大内六三八 大 森 清 春

- 24 気高郡気高町大字板村五三 野 出 一 彦
- 25 気高郡気高町大字土居一三三の一 村 上 隆 三
- 26 気高郡気高町大字日光六五八 坂 田 時 雄
- 27 東伯郡三朝町大字藤谷一三九 東 原 昭 一
- 28 東伯郡三朝町大字柿谷一〇〇一 広 田 治 雄
- 29 倉吉市田内一二九 竹 本 正 夫
- 30 倉吉市明治町 泉管住宅五号 松 浦 央 宜
- 31 倉吉市西倉吉町二四の四 中 村 宜 彦

公 告

昭和四十一年六月二日及び二八日に実施した職業訓練指導員試験に合格した者は、次のとおりである。  
昭和四十一年七月十二日

免状號碼	氏 名	免状號碼	氏 名
板金工	木 梨 隆	板金工	奥 田 謙 人
	小 倉 弘 之		片 山 謙 夫
	田 中 正 人		田 中 政 雄
	豊 治 谷 勇		

雑 報

次の食品は、児童福祉法(昭和二十二年法律第一八号)第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この食品につ

